

## 平成27年度第2回「安全・安心な食のまち・さっぽろ推進会議」会議結果（概要版）

【日 時】平成28年1月14日（木） 10時30分～12時05分

【場 所】WEST19（中央区大通西19丁目）2階 研修室A・B

【議 事】

### 1 「平成28年度札幌市食品衛生監視指導計画」（案）について

平成28年度に札幌市が実施する食品衛生監視指導の内容について定める計画に関し、パブリックコメント前の案に対し事務局より説明。

(1)	<ul style="list-style-type: none"><li>・食中毒警報・ノロウイルス食中毒注意報等が発令された際の事業者への周知について、FAXだと字が崩れて読めない場合や送信までに時間がかかる場合があるため、E-mailで送ってほしい。（江口委員） ⇒ 施設所管課と調整させていただく。（事務局）</li><li>・食品表示に対する取組について、品質事項や保健事項等、農政部局や栄養指導担当部局が実施するような内容が計画に含まれているようだが、制度が変わった生鮮食品の仕分についてはどこが担当で、どのような事業を予定しているのか。また、食品衛生監視員が栄養成分表示等について対策を行うのであれば、内容について具体的に記載したほうがわかりやすいのではないか。（江口委員） ⇒ 4月から品質事項に関する権限が札幌市の消費者センターに移管されることとなっており、具体的に何を行うかは今後議論される見込み。当課では、関連する課と連携・情報共有して食品表示対策に取り組んでいく予定。（事務局）</li></ul>
(2)	<ul style="list-style-type: none"><li>・食中毒警報の発令について、一般市民へも伝達してほしい。また、子どもが集まる児童会館等にパンフレット等の情報媒体があると良いのでは。（荒瀬委員） ⇒ 警報発令時には、HPへの掲載や報道機関への情報提供を行っているが、ニュースとして取り上げてもらえない場合もある。今年度から市民への情報伝達強化のため、スーパーマーケット等の民間発信拠点の活用を始めたところであり、今後も工夫して啓発していきたい。（事務局）</li></ul>
(3)	<ul style="list-style-type: none"><li>・HACCPのことは委員になって初めて知った。市民への周知方法はどのようなものを考えているか。（石井委員） ⇒ ホームページや事業者への普及を通じて、市民への認知度を向上していければと考えている。（事務局）</li></ul>
(4)	<ul style="list-style-type: none"><li>・事業者がHACCPに取り組もうとする際、自社の管理方法について保健所から認証をしてもらうものなのか。管理方法を検討するのに当たり、保健所に相談に乗ってもらえるのか。（大宮委員） ⇒ HACCPの取組に関しては、まず取組を実施していることについて届出てもらっている。その後、一定基準を満たすとHACCPによる衛生管理を行っている認証を得ることができる制度を設けている。実施に当たっての相談にはいつでも応じる。（事務局）</li></ul>

## 2 札幌市安全・安心な食のまち推進条例施行規則の一部改正について

食品表示法の施行に伴って改正する「自主回収報告制度」（札幌市安全・安心な食のまち推進条例施行規則で規定）について、事務局より説明。

(1)	<ul style="list-style-type: none"><li>・食品を真空パック包装して不特定多数の消費者に提供することを行う場合は、保健所に相談したほうが良いのか。（行方委員）</li><li>⇒ 製造方法や表示方法について、保健所に相談したほうがよい。（事務局）</li></ul>
(2)	<ul style="list-style-type: none"><li>・真空パック食品で保存方法の表示が必要になるのは、加熱加圧殺菌をしていないものということか。（江口委員）</li><li>⇒ そのとおりである。（事務局）</li></ul>
(3)	<ul style="list-style-type: none"><li>・北海道で作られているチーズの多くはナチュラルチーズであると思うが、製造段階で加熱されているものなのか。（大宮委員）</li><li>・ナチュラルチーズでも、加熱されていれば妊婦への影響はないということか。（荒瀬委員）</li><li>・輸入されたチーズに加熱が必要かどうかの表示については、輸入業者が管理するのか。（堀委員）</li><li>⇒ ナチュラルチーズの中には、製造工程で加熱されているものと、十分に加熱されておらず料理用として販売されているものがある。中でも加熱済みのものは、妊婦がそのまま食べて問題ない。輸入品への日本語表示をするのは、輸入者に責任がある。（事務局）</li></ul>

## 3 平成 27 年度「安全・安心な食のまち・さっぽろ推進計画」進捗状況について

資料に基づき事務局より説明。

（質疑なし）

## 4 札幌市食品衛生管理認証制度の刷新について

資料に基づき事務局より説明。

（質疑なし）

### 【その他】

#### ・次回の会議開催について

今年度の会議は今回で終了であり、次回は平成 28 年 7 月頃に開催する予定。